

第4章 重点施策（意見数 2件）

| | |
|-----------------|--|
| 要望 9 | 地域福祉計画の重層的支援体制は、障がい者計画の中でも重要視してもいいのではないかと。何が施策の中心となっているのか分かりにくい。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】 その他

重点施策の基本方針に重層的な相談支援体制の推進を図ることを掲げております。

特に重点的に実施するものを、重点施策として定めております。

| | |
|------------------|--|
| 要望 10 | 重点施策1～5について、現状と課題が地域の実情に基づいて提示されていないため、漠然としており、取り組みの方向性がこれまでの活動の羅列に見えます。背景、これまでの取り組みに加え、現状の課題を明示し、今後の方向性を具体にお示しいただきたいです。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

第5章の分野別施策で、「現状と課題」と「取り組みの方向性」を示しております。

1 差別の解消・権利擁護の推進（意見数 7件）

| | |
|-------------------|---|
| 質問 5 | 障害者差別解消支援地域協議会について、今あるのか、これから作るということか 独立して作るという考えはないか。議事録は公開しているか。 (計画案 23 ページ) |
| その他 10 | 障害者差別解消支援地域協議会について、23 ページに記載されているとおり、協議会設置・運営に期待しております。「事業所における合理的配慮の義務化」「人材育成と事例等の情報収集」の観点から、当事者、庁内各担当者、民間事業者、関係機関での組織作りと運営に期待しています。 (計画案 23 ページ) |
| 質問 6 | 差別解消について障害者差別解消支援地域協議会が運営されていると明記されているが、苦情から解決までのP D C Aサイクルは実施しているのか。 障害者差別解消支援地域協議会の委員に当事者、家族、または障がい者相談員を選定していますか。 (計画案 23 ページ) |
| その他 11 | 障害者差別解消支援地域協議会を設置するにあたり、専門職だけでなく構成員の3分の1は当事者を入れて下さい。 (計画案 23 ページ) |

【市の考え方】 その他

浜松市障害者施策推進協議会に障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加しております。委員は学識経験者、医師、当事者団体等で構成しており、10人の委員のうち4人は当事者団体から委員を選出しております。

また、議事録は市ホームページで公開しております。

なお、障害者差別の相談対応は、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に沿って対応をしております。

| | |
|-------------------------|--|
| その他 12 | 差別解消、合理的配慮の推進について、啓発の計画をしてくださるとのこと、ありがとうございます。 合理的配慮の好事例を紹介していくことは良い方法だと思うので多くの事例を各所、市民の皆様を紹介いただきたいと思います。 学校における配慮についてはこの計画内容に入りますか？入るようでしたら支援級、普通級における配慮を、また、就労先での配慮についてもご紹介ください。お子さんをもつご家族の安心につながると 생각합니다。 (計画案 23 ページ) |
|-------------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

障害者差別解消に向けた取り組みについては、市ホームページや出前講座による周知や、パンフレットを作成し市施設にて配布しております。

なお、障害者差別解消法は日常生活及び社会生活全般にかかる分野が広く対象となっております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------------|--|
| 提案 5 | 障害者差別解消法の改正について重層的な包括支援を推進するのであれば、現行実施していることを明記すること。また、合理的配慮だけが注視される懸念があるため、「不当な差別的の取扱いの禁止、合理的配慮の提供、環境の整備」と記載してください。 (計画案 23 ページ) |
|-----------------------|--|

【市の考え方】案の修正

具体的な差別解消の施策に関しては、重点施策「1 差別の解消・権利擁護の推進」と、分野別施策「1 理解促進」の「(3) 差別の解消」に記載しております。
また、以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 23 ページ 【基本方針】(修正後計画案 23 ページ)

(修正前)

「障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。」

(修正後)

「障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供義務、環境の整備について、周知や啓発を進めます。」

| | |
|-------------------|--|
| その他 13 | 「高齢者・障害者虐待防止連絡会」の委員に障害当事者等が含まれていません。 (計画案 24 ページ) |
|-------------------|--|

【市の考え方】その他

「高齢者・障害者虐待防止連絡会」は高齢者及び障がいのある人の虐待防止、早期発見及びその適切な支援を図ることを目的とし、関係機関の連携協力体制の整備や支援に関する協議等を行うものであることから、障がいのある当事者は含んでいません。

2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実（意見数 7件）

| | |
|------------------|--|
| 要望 11 | 重層的な相談支援体制の推進について、具体例を提示してほしいです。 (計画案 25 ページ) |
| 要望 12 | 相談支援体制の整備について、支援体制の強化や構築の具体的な取り組みを示していただきたい。 (計画案 25 ページ) |

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案を修正し、重層的な相談支援体制のイメージ図を追加します。

《修正内容》計画案 25 ページ ①重層的な相談支援体制の推進（修正後計画案 26 ページ）

（修正前）

掲載なし

（修正後）

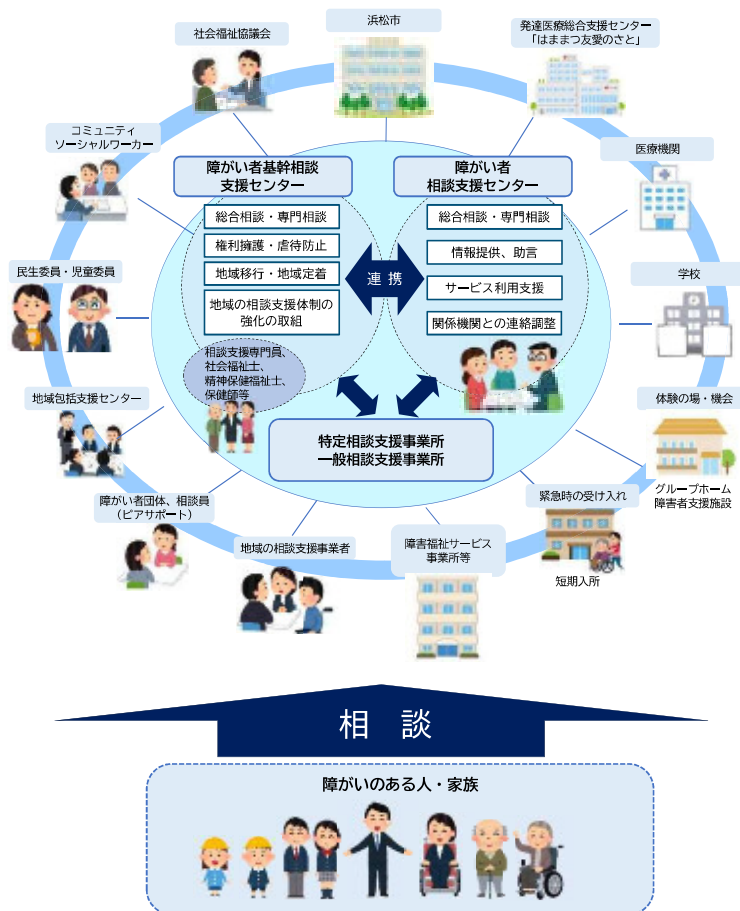
また、重層的な相談支援体制の推進における課題等については、障がい者自立支援協議会にて解決に向けた検討をしております。

《修正内容》計画案 25 ページ ①重層的な相談支援体制の推進（修正後計画案 27 ページ）

（修正前）

掲載なし

（修正後）



| | |
|------------------|---|
| 要望 13 | <p>障がい者相談センターについて、センターによって経験豊富な相談員をおいているところもあれば、そうでないところもある。地域包括支援センターのような資格者を委託先として厳しい条件を設けるべきではないでしょうか。</p> <p>(計画案 25 ページ)</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 盛り込み済

障がい者相談支援センターの相談員については、精神保健福祉士や社会福祉士などの資格を持つ障がい者からの相談に対応ができる人を要件として配置しております。

| | |
|-------------------|---|
| その他 14 | <p>相談体制の整備について、障がい者自立支援協議会（当事者部会）の運営が記されております。各種団体との意見交換だけでなく、地域・エリアでの当事者の声を聴く機会・参画する機会を設けていただきたい。現状、各エリア会議に参画している当事者枠も「地域相談員」であり、これらの方々は育成会等の団体に属している。そうではなく、地域にいる障害当事者・家族を巻き込む活動に期待したい。</p> <p>(計画案 26 ページ)</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

エリア連絡会では、当事者からの意見を聞く場を設けております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 14 | <p>相談支援専門員の資質向上について、「人間性」も学ぶプログラムを創っていただきたい。</p> <p>ただ単に、計画作成やアセスメントの技術を学ぶだけでなく、児童や当事者、その家族(兄弟姉妹)から学ぶことが1番の資質向上につながると考えます。</p> <p>(計画案 26 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

引き続き研修等により質の向上に努めてまいります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|--|
| その他 15 | <p>浜松市相談支援専門員連絡会は、障がい者基幹相談及び障がい者相談支援センターと計画相談支援事業所の3層構造を意識し相互の連携強化のため3者会議を実施しています。そこでは研修のあり方、各現場の課題等を議論しています。今後、地域包括ケアシステムや重層的支援体制整備事業の中で、障害分野の相談支援の役割について障害保健福祉課及び関係部署の担当者にも出席いただき、意見交換をお願いします。</p> <p>(計画案 26 ページ)</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

今後必要に応じて連絡会に出席させていただきます。

| | |
|-----------------|--|
| 提案 6 | <p>障がい者自立支援協議会における専門部会の運営について、各専門部会や部会が異なる現状から、共通項のある部会は常設することを目標においてはどうか。</p> <p>(計画案 28 ページ)</p> |
|-----------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

専門部会は、課題解決に向けた調査研究を行うために設置しております。なお、調査研究内容の検証等のため、専門部会の常設についても検討しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

3 地域生活への移行に向けた体制整備 (意見数 0件)

4 地域における防災対策の推進 (意見数 11件)

| | |
|------------------|--|
| 要望 15 | <p>高齢者に比べて障がい者を対象にした「福祉避難所」の数は非常に少ない。円滑な開設はもちろんのこと数自体を増やしていただきたい。</p> <p>また、現状では医療的ケアを必要とする児者が福祉避難所に避難するには現実的に困難であると思われる。自宅避難せざるを得ないが、その場合の支援体制を構築してほしいし、家屋の倒壊等により自宅避難もできない場合があり命に関わる場合もあるので、医療機関と連携して専門の避難所を設置してほしい。</p> <p>以下の内容を施策に追加記載してほしい。</p> <p>現在からどのくらい福祉避難所を増やしていくか数値目標を載せてほしい。</p> |
| 要望 16 | <p>福祉避難所の円滑な開設・運営とありますが、それらをコーディネートできる中核的人材の育成、システムの構築等の整備も追記して頂きたい。</p> <p>(計画案 28 ページ)</p> |

| | |
|------------------|---|
| 要望 17 | 福祉避難所の円滑な開設について、しっかり支援体制を整備してもらいたい。 (計画案 28 ページ) |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

福祉避難所を増やすよう努めるとともに、福祉避難所が円滑に開設・運営できるように浜松市地域防災計画に基づき、福祉部局が防災部局と連携して取り組んでまいります。

また、医療的ケアを必要とする人の災害対策については、引き続き検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------|---|
| 提案 7 | 以下の内容を施策に追加記載してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされているが、障がい者の個別避難計画作成はほとんど進んでいないと思われる。案の表記ではこれまでと変わらないので分野別施策と併せて一歩踏み込んだ表記にしてほしい。 ・個別避難計画を〇〇年度までに〇〇人の策定、または〇%の策定を目指すことを示してほしい。 (計画案 28 ページ) |
|-----------------|---|

【市の考え方】 案の修正

以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》 計画案 28 ページ ②個別避難計画の策定支援（修正後計画案 31 ページ）

（修正前）

避難支援等関係者は、一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画を策定し、災害時における地域の支援を推進します。

（修正後）

避難支援等関係者は、一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画の策定率 100%の早期実現を目指し、災害時における地域の支援を推進します。

| | |
|------------------|---|
| 要望 18 | 地域における防災対策の推進のページにおいて、基本方針の所に平時から災害に備えた仕組みづくりと市民・地域・市の連携とありますが、県外からの災害支援団体や県としてのボランティア協会や災害時福祉支援チームがありますので文章内に記述をして欲しいです。 (計画案 28 ページ) |
|------------------|---|

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 28 ページ 【基本方針】（修正後計画案 31 ページ）

（修正前）

災害発生時に、障がいのある人へ必要な支援や配慮を提供できるよう、平時から災害に備えた仕組みづくりと市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。

（修正後）

災害発生時に、障がいのある人へ必要な支援や配慮を提供できるよう、平時から災害に備えた仕組みづくりと市民・地域・市・災害派遣福祉チームなどの連携による支援体制の整備・充実に努めます。

| | |
|-----------|---|
| その他 16 | 個別避難計画の策定支援に「避難支援等関係者は個別避難計画を策定する」とありますが、具体的に実施者や実施方法、作成目標数はいかがでしょうか。あわせて、作成に関する研修会や作成した計画の検証などができる場がまだないようでしたら、計画いただき広く関係者にわかる状態になると安心して生活ができるように思います。（すでにあるようでしたら、ご案内いただけますでしょうか） (計画案 28 ページ) |
| 要望 19 | 災害時避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定について、こちらもしっかり進めてもらいたい。名簿のマッチング率が非常に高いが、そもそも必要と思われる方が登録していなかったり、自治会の金庫に大切に保管されている現状。 (計画案 28 ページ) |
| 要望 20 | 個別避難計画作成や避難所運営体制について、もう少し強い方向性を示していただきたい。 ボランティアやそのほかに関心ある団体さんと協働して、「意見交換」「研修」等を開催していただく旨の文言を記載していただきたい。 |

【市の考え方】今後の参考

個別避難計画の策定については、浜松市地域防災計画に基づき防災部局と福祉部局、自治会が連携して策定しております。現在、個別避難計画作成を行う自治会には、自治会の会議の場などで制度や計画作成に伴う疑問にお答えするなど、伴走型の支援を実施しております。国土強靱化計画と整合性を図り個別避難計画の 100%の策定を目指してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| <p>その他 17</p> | <p>個別避難計画の策定支援に「一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画を策定し」ありますが自治会や民生委員などの関係者は避難支援をすることは、とても困難なことと考えており、その理由として個別避難計画の中で要支援者を助けるという重い責任を安易に個人にお願いすることはできない、ということがあるそうです。</p> <p>トップダウンではなく各自治会、民生委員の側の実情に合わせて計画を策定する意味はあるでしょう。</p> <p>しかし彼らが困難と思うことを何の指針もなく名簿提供するだけだと今までと変わらず重点施策にもかかわらず前に進めそうにありません。</p> <p>障がい者家族の意見ですが、計画を立てるときにはまず障がい者家族と話し合っしてほしいと思います。</p> <p>話し合いもない状態だと、過大な支援を期待する方もいるかもしれません。しかしそういう人ばかりではないでしょう。</p> <p>有事が起こった時に、民生委員や自治会長が自分たちの安全を確保した後、冷静に助けに来てもらえればそれでよいと考える方も多いのではないかと思います。</p> <p>例えば同じ第1次避難所に行くであろう障がい者のいる家族とバディを組む家族を決めておき、津波などの恐れがあれば避難所でお互いの顔をあわせて安全を確かめ合ったり、確かめられなければ早めに自治会役員に伝えてチームを作り、安全を考えつつ行動していくのはどうでしょうか。</p> <p>障がい者と家族が行動をともにしていた場合はどんなことを支援してほしいのかということもすべて期待に沿えないかもしれないことを伝えつつ話し合いたいものです。</p> <p>(計画案 28 ページ)</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

個別避難計画の作成にあたっては、支援者となる自治会などが要支援者本人から求める支援などを聴取した上で、地域から支援者を選定いただくよう依頼しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------------|--|
| 提 案 8 | <p>避難支援対策の推進の「適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施します。」について、「防災訓練を福祉施設や災害支援団体と共同で実施します。」とし、災害支援団体を追記いただけないでしょうか。</p> <p>理由：近年、災害時支援ネットワークの強化の必要性も言われており、実際に県総合防災訓練等でもDWA TやJ R A Tと共同訓練をしています。福祉行政も支援団体と連携強化していくメッセージになると思います。</p> <p>(計画案 29 ページ)</p> |
| 要 望 21 | <p>避難支援対策の推進に関し、「災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。」とありますが、障害を持つ当事者やその家族が参加できるように自治会等への働きかけが必要であると感じます。災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設や自治会と共同で防災訓練を実施するよう自治会という文言を加えて頂きたい。</p> <p>(計画案 29 ページ)</p> |

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 29 ページ ③避難支援対策の推進(修正後計画案 32 ページ)
(修正前)

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

(修正後)

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設や災害派遣福祉チームなどと共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化(意見数 4件)

| | |
|----------------------|---|
| 提 案 9 | <p>児童発達支援センターが中核的役割を担うため、児童発達支援事業や保育園、幼稚園、学校等と連動する仕組みを保証する内容を明確にしてください。</p> <p>(計画案 30 ページ)</p> |
|----------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

国の基準等を基本に、実地指導等で児童発達支援事業所や保育所、幼稚園、学校等と連携について、児童発達支援センターに対し確認してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------------|--|
| 提 案 10 | <p>背景について、教育機関を中心としたと表現があるが、ライフステージに沿って考えると必ずしも教育機関とは限らないため、子育て支援団体や福祉事業所等の表現に変更したらどうか。基本方針についても同様である。</p> <p>(計画案 30 ページ)</p> |
|-----------------------|--|

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 30 ページ 【背景】(修正後計画案 34 ページ)

(修正前)

こどもの成長に伴い、かかわる機関が変わっていくため、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じて、教育機関を中心とした関係機関が連携し、こどもたちが地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、将来を見据え一貫して支援することが重要です。

(修正後)

こどもの成長に伴い、かかわる機関が変わっていくため、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じて関係機関が連携し、こどもたちが地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、将来を見据え一貫して支援することが重要です。

《修正内容》計画案 30 ページ 【基本方針】(修正後計画案 34 ページ)

(修正前)

すべてのこどもたちが発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、教育機関をはじめとする関係機関の連携を強化し、家族も含めた一体的な支援を進めます。

(修正後)

すべてのこどもたちが発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、関係機関の連携を強化し、家族も含めた一体的な支援を進めます。

| | |
|-----------------------|---|
| 要 望 22 | <p>相談支援の充実について、医療的ケア児や重症心身障害児及びその家族を支援するため、医療的ケア児等相談支援センターによる専門的な相談支援や情報提供等を行うとあるが、情報提供だけをするのでは無く、当事者や保護者等の団体やグループとも連携協働をする仕組み作りを含めてはどうか。</p> <p>(計画案 30 ページ)</p> |
|-----------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

医療的ケア児等相談支援センターは、情報提供だけでなく、地域における支援体制を整備する役割を担います。

| | |
|-----------------------|---|
| 提 案 11 | 地域における支援の充実について、地域の保育所や幼稚園の職員、教職員のスキルアップのための研修を実施することについては、縦割りで研修を実施するのではなく重層的かつ関係機関の共同により実施することを加えてはどうか。 (計画案 30 ページ) |
|-----------------------|---|

【市の考え方】案の修正

市内の全就学前施設を対象とし、発達支援に関する研修を実施しております。また、教育センターでは、医療機関等と連携し、医療や保護者との連携のあり方を学ぶ研修などを行っております。

以上を踏まえ、以下のとおり計画案を修正します。

《修正内容》計画案 30 ページ ②地域における支援の充実（修正後計画案 35 ページ）

（修正前）

地域の保育所や幼稚園の職員、教職員のスキルアップのための研修を実施することにより、保育所や幼稚園等による早期療育体制の強化と障がい理解と適切な指導力の向上を図り、できる限り身近な地域でこどもを育てられる環境づくりを進めます。

（修正後）

地域の保育所や幼稚園の職員、教職員のスキルアップのための研修を関係機関と連携して実施することにより、保育所や幼稚園等による早期療育体制の強化や障がい理解と適切な指導力の向上を図り、できる限り身近な地域でこどもを育てられる環境づくりを進めます。

第5章 分野別施策（意見数 3件）

| | |
|-----------------|---|
| 質問 7 | 障害福祉についても、介護保険での地域包括ケアのような包括的支援を相談員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携して行っているのか。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

単一機関では支援が困難な場合は介護・子育て・生活困窮分野など多機関が協働して支援する相談支援体制の充実を図ってまいります。

| | |
|------------------|--|
| 要望 23 | 虐待・差別について、学校内での問題を弁護士に相談するスクールロイヤーの取り組みを行っている。浜松市の特別支援学校や私立高校の支援室で課題があった場合も、この取り組みの範囲に含まれるか。「5療育・教育」の部分に追加してもいいのでは。 キッズサポーター、スクールヘルパーは先生の補完だけでなく、虐待の対応もしてほしい。 |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

スクールロイヤー活用事業は、浜松市立小中高等学校を対象としているもので、教職員の法的観点からの正しい認識と理解を深め、学校現場で発生する様々な問題等の未然防止、早期解決につなげるとともに、児童生徒の健全な成長・発達と福祉の実現を図ることを目的としております。

なお、県立特別支援学校や県立高等学校は、県教育委員会によるスクールロイヤー活用事業において、対応しております。

虐待等の対応については、特定の職員ではなく組織として対応しております。

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 質問 8 | 「分野別施策一覧」について、どのように市民に周知するのか教えてください |
|-----------------|-------------------------------------|

【市の考え方】その他

本計画は市ホームページで公開してまいります。また、区役所や協働センター等の公共施設で配架してまいります。

1 理解促進

(1) 障がいに対する理解促進（意見数 4件）

| | |
|-----------------|--|
| 質問 9 | 【現状と課題】に「こどもの障がいの特性は多様であり、大人とは異なる支援が必要になります」と記載があるが、取り組みにどのように反映されているのか教えてほしい。 (計画案 44 ページ) |
|-----------------|--|

【市の考え方】その他

「②人権意識の向上」での「小中学校における人権教育の推進」や「人権啓発用絵本の作成」、「③福祉教育の推進」での「福祉体験学習の実施」、「小中学校における人権教育の推進」等を行っております。

| | |
|-------------------|---|
| その他 18 | 人権に関連して、「アドボカシー」に関する記述の追加をお願いしたいです。アドボカシーは、主に社会的弱者の権利や利益を保護し、支持する活動を指します。障がい者は自身の意見を伝えることが困難な場合も多く、彼らの状況から問題点やニーズを特定し、本人の意向に沿った適切なサービスが提供されるようにすることは、福祉の重要な責務です。また、本人の権利が保護されているか、侵害されていないかを確認し、解決策を提供する支援体制の整備も必要だと感じます。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 要望 24 | 障害者週間キャンペーンの実施、自閉症・発達障害の啓発について、懸垂幕、ポスター、作品展等だけでなく、広報・LINEの活用や作品展であればショッピングモール等にて開催することを検討してほしい。 (計画案 44 ページ) |
|------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

障害者週間の啓発事業は、市ホームページや広報はままつを活用し啓発しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------|---|
| その他 19 | <p>共生・共育の推進について、地域を意識すると特別支援学校に在籍するこどもの交流は必要かもしれない。校内の発達支援級と通常級の交流を日常的に行うことで、特別支援学校との交流が特別なことにならなくなるのではないかと思う。日常的な交流とは、給食の時間や掃除の時間等、生活の場面において通常級と支援級と一緒に過ごすようなことをしたら、こども同士が自然と仲間意識が生まれるのではないかと思う。</p> <p>(計画案 47 ページ)</p> |
|-----------|---|

【市の考え方】 その他

本人、保護者と学校が、交流の目的や方法について話し合い、発達支援学級の児童生徒が通常の学級で「交流及び共同学習」を行っております。また、特別支援学校と居住地の小中学校との交流は、本人や保護者の希望に基づき、副次的な籍(交流籍)を活用して行っております。今後も、定められた範囲内で交流を実施し、日常的な活動となるよう努めてまいります。

(2) 人材育成と活動支援 (意見数 3件)

| | |
|-----------|--|
| その他 20 | <p>ボランティアの育成と活動支援について、印刷機が資料作りに必要なので欲しいです</p> <p>(計画案 48 ページ)</p> |
| その他 21 | <p>現在、市民協働センターで印刷が可能、駐車場代の助成もあり助かっているが、活動拠点やロッカーが福祉交流センターにあるため以前のように福祉交流センターで行なえることを望む。コピー機は設置してはいたが、周辺の5円コピーより高い上、領収証が発行されない。</p> <p>(計画案 48 ページ)</p> |

【市の考え方】 今後の参考

今後もボランティア活動が充実するよう努めてまいります。
いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|----------|---|
| 提案 12 | <p>ピアサポートの推進について、「ピアサポート」を「ピアサポーター」にしてください。「ピアサポーター」の方が、広く使用されています。</p> <p>ピアサポートの本来の意味役割は、各種相談の実施等の取り組みで本来の意味役割を実践し発揮できると考えます。</p> <p>加えて、ピアサポートの育成を図る事業を推進してください。</p> <p>(計画案 49 ページ)</p> |
|----------|---|

【市の考え方】 盛り込み済

ピアサポートは支え合いの取り組みを指しており、ピアサポーターは取り組みを行う人を指しております。ピアサポートの推進を図る事業として、「障害者相談員の設置と育成」等の取り組みを行っております。

(3) 差別の解消 (意見数 0件)

2 生活支援 (意見数 4件)

| | |
|-------------------|---|
| 要望 25 | <p>生活支援の中に、障がい者当事者支援だけでなく、その家族支援の充実を入れる。</p> <p>親・家族が仕事を両立できるよう、障がい児者がいる家庭に対して具体的に、企業への働きかけ (看護休暇の増加、勤務配慮)、生活介護などの通所時間の延長、障がい児の場合、はますくヘルパーを就学前まで延長、家事支援の拡大、兄弟支援 (障がい児のいる家庭保育所) など</p> |
| 質問 10 | <p>障がいのあるお子さんへの取り組みと大人の方への取り組みが別で記載がある。障がいのある保護者が、保育園や放課後児童会へこどもを送迎できないことがあると思う。大人は大人だけ、こどもはこどもだけではなく、障がいのあるご家庭が何を求めているかについての取り組みはあるか。</p> |
| その他 22 | <p>介護保険の包括的支援に比べて、障害福祉サービスは当事者のサービスをどうするかということであって、支える地域や家族の支援が抜けている。</p> |
| 要望 26 | <p>ダブルケアの問題もあるため、家族支援を入れてほしい。</p> |

【市の考え方】盛り込み済

障がいのある人だけではなく、障がいのある人の家族の支援についても、関係機関と連携し、推進してまいります。

(1) 権利擁護の推進 (意見数 4件)

| | |
|------------------|--|
| 提案 13 | <p>成年後見制度について、4親等以内の家族が本人との関わりを拒否、虐待、高齢、病気等で申立を依頼できないケースについても市長申立の対象にできないかご検討ください。</p> <p>(計画案 53 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

4親等以内の家族・親族が本人との関わりを拒否、虐待、高齢、病気等で申立を依頼できないケースは市長申立の対象としております。

| | |
|------------------|---|
| 要望 27 | <p>こども家庭庁創設、自己決定と自己選択という観点から、「こどもの意見」を聴く・反映する仕組みを作ることが大切です。情報を入手しやすい環境整備や権利の保護について追記してほしい</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

こどもの意見を聴く・反映する仕組みについて、今後、制度の構築を検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| その他 23 | ②の虐待防止に係る取り組みについて、虐待防止のための普及啓発活動として、児童福祉施設で行う虐待防止研修を取り組みやすくするためのマニュアルや研修パッケージのようなものを作ってもらいたい。 (計画案 53 ページ) |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

厚生労働省が障害者虐待の防止と対応の手引きや職場内研修用冊子を作成しており、ホームページで公開されております。今後、実地指導等において資料の周知を図ってまいります。

| | |
|------------------|---|
| 要望 28 | 「外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施」について、伴走することで分かりやすく支援してもらいたい。 (計画案 57 ページ) |
|------------------|---|

【市の考え方】 盛り込み済

相談者の希望に応じて、継続して相談員が面接を行い、適切な支援につながるよう相談支援を行っております。

(2) 相談支援体制の充実（意見数 7 件）

| | |
|------------------|---|
| 要望 29 | 障害者相談員の高齢化が進んでいるため、人材活用をもっと深めて次世代の人材確保を考えていただきたい。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

障害者相談員は障害者団体からの推薦により業務をお願いしております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 提案 14 | 取り組みの方向性においては、「①総合的な相談支援の充実」に障がい者相談支援センターと記載があるため、【取り組みの方向性】に障がい者相談支援センターを加えてはどうか。 (計画案 55 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

「身近な地域での相談支援を円滑に実施できるよう、障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者のバックアップや人材育成を行います」の相談支援事業者の中に障がい者相談支援センターも含まれております。

| | |
|------------------|--|
| 要望 30 | <p>【取り組みの方向性】に追加で「相談支援事業所の事業所数増加」と「次世代の相談支援専門員の増員の取り組み」として「地域に対して相談支援事業所の啓発活動の実施」をお願いしたい。【取り組みの方向性】に追加で「セルフプランの推奨」をお願いしたい。</p> <p>(計画案 55 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|--|
| その他 24 | <p>実施項目に担当課が示されているが、例えば（２）相談支援体制の充実の「①総合的な相談支援の充実」について、「1. 重層的支援体制整備事業の実施(福祉総務課)」、「2. 障がい者基幹相談支援センターの運営(障害保健福祉課)など関連する項目について、十分に連携して推進するための取り組みが想定されているのか、市役所内のいわゆる「縦割り」の弊害のみならず、事業そのものを委託して実施している場合、受託事業者間の連携のしくみが示される必要があるのではないか。行政組織の「縦割り」のみならず、事業所間、関係機関連携においても、組織間の違いを超えた連携においては同様の課題があると感じている。</p> <p>(計画案 55 ページ)</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】その他

「1. 重層的支援体制整備事業の実施(福祉総務課)」、「2. 障がい者基幹相談支援センターの運営(障害保健福祉課)」の(〇〇課)は制度所管課であり、相談を包括的に受け止め、関係機関が連携して支援を推進する相談支援体制を整備してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| その他 25 | <p>ヤングケアラーについて、相談窓口の設置だけでは足りないと思う。学校や児童相談所など周りの手厚い支援が必要だと思う。体験者との連携が必要だと考える。</p> <p>(計画案 58 ページ)</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

ヤングケアラーコーディネーターを配置して、相談対応のほか、市民や医療、福祉、介護、教育等の関係機関職員への研修等を実施しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 提案 15 | <p>相談支援体制の充実について、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の記載はあるがスクールソーシャルワーカー（SSW）の記載が無く加えてはどうか。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、公立の小中学校に通う児童生徒および家庭に対し、学校からの要請を受けて、必要な支援を学校と一緒に考える役割を担っております。不登校やいじめ、問題行動等に関して引き続き、関係機関と連携して対応を進めてまいります。

| | |
|------------------|---|
| 要望 31 | 浜松は外国人が多いため、障がい者基幹相談支援センターにポルトガル語、英語ができるソーシャルワーカーの配置を検討してはいかがでしょうか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

引き続き必要に応じて、通訳を派遣し対応してまいります。

（３）地域生活への移行の促進（意見数 ０件）

（４）地域生活支援の充実（意見数 11件）

| | |
|------------------|---|
| 要望 32 | <p>息子は、軽度の自閉症です。軽度で、人との関わり方が上手く出来ない所に苦勞しています。</p> <p>発達障害の軽度の人をグレーゾーンとも言います。グレーゾーンの中にいる息子が 親が亡くなった後の将来をひとりで生活していけるのかとても心配で不安があります。息子は、人との関わりがとても苦手です。</p> <p>息子の事を分かってくれている人とは相手の方の優しさでコミュニケーションは出来ますが、息子の事を知らないで接した人は、困惑してしまうでしょう。親無き後の息子の人生をサポートしてくれる何かあるのか知りたいです。</p> <p>そしてもっと身近にそういうことを相談できるところが家の近くに必要だと思います。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすため、障害福祉サービスを中心に、地域生活支援事業等による総合的なサポート体制を整備しております。

また、障がいのある人の重度化、高齢化や親なき後を見据え、障がいのある人の地域における生活の安心感や、ひとり暮らし等への生活の場の移行の支援を提供する体制を整備してまいります。

| | |
|------------------|---|
| 要望 33 | 地域生活支援の充実におけるグループホーム整備等は地域生活支援において、重要な要素であると感じているが、生活の場における人材不足は深刻である。ハード面の整備と同時に人材確保・育成施策を講じるようお願いしたい。 (計画案 60 ページ) |
| その他 26 | 地域で生活するうえで同行援護や移動支援について、ヘルパーの力が必要不可欠のため、人材育成が必要だと思う。 |

【市の考え方】 その他

利用者に必要なサービスを提供できるよう、人材確保や質の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

| | |
|------------------|---|
| その他 27 | 発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の体育館は、避難場所にもなっている。夏場の対策としてエアコンを設置してほしい。予算化して改修してほしい。 (計画案 60 ページ) |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

いただいたご意見を参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| その他 28 | 移動支援事業について、「集団移動支援」の検討・実施はどうなっているか。私的な取り組みで「サロン活動」を行っているが、人的不足等から、集団移動支援の利用やサポートを得られることで、ニーズに応じる、ニーズ拡充につながると思われる。 (参考：上記のサロン活動とは、毎月 1 回実施し、様々な場所への外出支援を有志で行っている。現状、毎回 12～13 名近くの参加があり、例えばパルパル、日本平動物園、カラオケ・映画・ボーリング、BBQ、横浜中華街観光等の実績あり) (計画案 61 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

平成 30 年度の制度見直しにより、グループ支援を開始しております。グループ支援とは、ヘルパー 1 人が同時に複数の障がいのある人を支援する形式で、複数人での移動が可能となっております。

| | |
|------------------|--|
| 要望 34 | <p>日中一時支援事業、日常生活用具助成事業について、物価高の影響が大きい中、報酬単価や助成金額が改定されていないので、金額が増えると事業所、必要とする本人にとって良いと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(計画案 61 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

報酬単価や助成額は社会情勢の変化を踏まえ、検討してまいります。
 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 要望 35 | <p>移動支援事業の対象児に、難病児も含めてください。難病児で医療的ケアを受けているのに認められなかったという事案があったため、対象児を「医療的ケアを受けている児童」にしてはどうでしょうか。</p> <p>(計画案 61 ページ)</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

必要な人に必要な支援が行き届く制度の構築に取り組んでまいります。
 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 要望 36 | <p>紙おむつ購入費の助成について、今時、「おむつ」という言葉の使用度は減っています。成人に向かって「おむつ」とはいかがなものでしょうか。</p> <p>(計画案 62 ページ)</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

紙おむつの中には、パンツタイプやテープ止めタイプなど様々な種類があるため「紙おむつ」を事業名として使用しております。
 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 要望 37 | <p>(4) 地域生活支援の充実として、支援者の確保（ヘルパーの確保）を入れる。地域で暮らしていきたいが支援者の確保が大変の現状がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格研修などの浜松での実施 ・高校生や大学生への福祉業界の紹介、体験実施 |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

利用者に必要なサービスを提供できるよう、人材確保や定着に向けた取り組みを検討してまいります。
 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 要望 38 | <p>地域活動支援センターを設置してください。</p> <p>相談支援センターに併設して、重層的支援体制、包括的な支援の拠点にすれば、子どもや家庭に対する支援に対応でき、高次脳機能障害の方の日中活動にもなり得ると思います。</p> <p>(計画案 61 ページ)</p> |
| 要望 39 | <p>地域活動支援センターが6カ所から増えていない。増やすための方策を。</p> <p>(計画案 61 ページ)</p> |

【市の考え方】 今後の参考

地域活動支援センターは、令和6年度以降に7か所を設置するように検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(5) 経済的な支援 (意見数 4件)

| | |
|------------------|---|
| 要望 40 | <p>②助成制度による負担軽減の実施について、バス・タクシー券等の交付、障害者施設通所支援事業の実施により、障害のある方たちの移動機会の促進、負担軽減等に繋がられているが、更なる利用促進が出来るよう補助額や利用範囲の見直しを図ってほしい。</p> <p>(計画案 63 ページ)</p> |
| 要望 41 | <p>バス・タクシー券がもらえなくなってしまった。対象外になってしまった人への復活を希望します。</p> <p>(計画案 63 ページ)</p> |
| 要望 42 | <p>バス・タクシー券の交付は、視覚障害者等への外出応援事業と別に掲載されているので、療育手帳A所持者への交付は復活するとみて良いのか。ヘルパーの交通費やその他の経費も負担するので今年度は「外出支援の促進」とはならなかった。</p> |

【市の考え方】 その他

障がいのある人の外出支援については、必要とする人に必要な支援が行き届く制度の構築に取り組んでまいります。

| | |
|------------------|--|
| 要望 43 | <p>紙おむつ購入費の助成について、療育手帳Bの方でも常時おむつを使用されている方がいます。物価高騰により値段が相当上がっています。必要な方に必要な支援が行き届くよう望みます。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

3 保健・医療

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実（意見数 7件）

| | |
|------------------|---|
| 要望 44 | <p>幼児期から個々の子どもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の予防につながると考えられます。幼児期から子どもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通じて地域生活を支える体制の構築が必要です。強度行動障害の重篤化を未然に防ぐための早期アプローチの重要性を認識し、特別支援学校や児童発達支援センター、放課後等デイサービスとの連携を通じた支援体制の強化を明記し、浜松市が考えている対応の見える化をお願いしたいです。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

障がい・疾病に関する知識等の普及・啓発を図り、早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携を強化し、支援の提供体制の充実に努めます。また、こどもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携し、各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 45 | <p>医療機関に限らず市内の児童精神科の予約は数ヶ月先になります。こどもがメンタルヘルスの課題を抱え、受診が必要となる前に、予防的観点でライフステージに対応する仕組みを他部署と連携して実施して下さい。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

「①障がい・疾病の早期発見」の各取り組みにより実施してまいります。

| | |
|-------------------|---|
| その他 29 | <p>こどもの発達障害やリハビリを専門的に診ることが出来る医療機関は限られていますが、66ページの(1)保健・医療、リハビリテーションの充実、77ページの(1)早期発見・早期療育の推進には発達障害初診待機の長期化解消についての取り組みらしきものに一切触れていません。</p> |
| 要望 46 | <p>66ページの(1)保健・医療、リハビリテーションの充実、77ページの(1)早期発見・早期療育の推進の【取り組みの方向性】のなかで、「また、適切な支援が受けられるよう、早期受診、待機期間の短縮化につながる整備や必要な医療費の助成を行います。」と追記していただきたい。</p> |

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 66 ページ 【取り組みの方向性】(修正後計画案 70 ページ)
(修正前)

また、適切な支援が受けられるよう、必要な医療費の助成を行います。

(修正後)

また、適切な支援が受けられるよう、早期発見・早期療育を行う施設の整備
や必要な医療費の助成を行います。

《修正内容》計画案 77 ページ 【取り組みの方向性】(修正後計画案 81 ページ)
(修正前)

専門的な相談支援と関係機関の相互連携を強化するとともに、早期療育を
行う施設の整備や機能の強化を図り、こどもと家庭への支援を充実します。

(修正後)

専門的な相談支援と関係機関の相互連携を強化するとともに、早期発見・早
期療育を行う施設の整備や機能の強化を図り、こどもと家庭への支援を充実
します。

| | |
|-----------------------|--|
| 要 望 47 | 友愛のさと診療所と子どものこころの診療所で専門的な診療を行う旨 が書かれていますが、建物が老朽化しており、たくさん子どもたちを受 け入れたくても部屋がなくて受け入れできない状況です。新患の待機期間 も友愛は6～7か月間となっています、ぜひ増築・部屋の確保をお願いし たい。 (計画案 66 ページ) |
|-----------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

初診待機期間の解消のため、様々な手法を検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------------------|--|
| そ の 他 30 | 医療的ケア児等支援法の成立に伴い浜松市での体制をどのようにして いくかについて、学校への看護師等配置の数値計画がわかると良いです。 (計画案 67 ページ) |
|-----------------------------|--|

【市の考え方】その他

医療的ケアが必要な園児・児童生徒について、園や学校に調査し、看護師によ
る医療的ケアが必要な学校には、看護師を配置しております。年度ごとに看護師
の必要数が変わるため、配置の数値計画は作成しておりません。

| | |
|------------------|--|
| 要望 48 | <p>医療的ケア児の支援について、利用できる社会資源が少ないので、「ニーズを拾い上げて、支援を創設する」を追記してほしい。災害時を想定して、平時からの「地域とつながり」が大切となる。「地域活動へ参加しやすい環境を整える」取り組みを追記していただきたい。</p> <p>(計画案 67 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

医療的ケア児等の支援に関する協議の場でニーズや課題を協議するとともに、医療的ケア児等相談支援センターを設置し、地域の支援体制の整備を行ってまいります。

(2) 精神保健福祉の推進 (意見数 2件)

| | |
|------------------|---|
| 要望 49 | <p>精神障害者（統合失調症）を持つ家族に対する行政の支援については特に明示されていない。精神障害を持つ本人はもちろん支援は必要だが、その本人を支える一番身近な家族に対しての明確な行政上の支援がない。行政に相談に実際行っても、かかっている主治医の意見がまず1番で具体的に相談に乗ってもらえない。精神障害者（統合失調症）を持つ家族は途方に暮れているのが現状だ。もっと積極的に行政がこちらからの相談に対して向きあってもらいたいのだが、見解を伺いたい。</p> <p>(計画案 69 ページ)</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

精神障がいのある方やそのご家族も含めて、こころの健康相談を行っております。生活のことなどについて、精神保健福祉士、保健師等が訪問・来所・電話相談を行っております。

| | |
|------------------|--|
| 要望 50 | <p>精神保健福祉の推進について、精神疾患を抱えながら働く障がいのある人に対し、職場の理解環境改善についての取り組みを記載してはどうか。</p> <p>(計画案 69 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

障がいのある人の就労への理解促進を図り、働くことができる職域や職場を広げていけるよう雇用促進の働きかけを行っております。

4 生活環境

(1) 福祉のまちづくりの推進 (意見数 3件)

| | |
|-------------------|--|
| その他 31 | <p>公共施設のユニバーサルデザイン化について、当事者や利用者の意見を反映してほしい。使い勝手について、なぜ当事者の意見を聞かないのかと感じている。</p> <p>(計画案 73 ページ)</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」及び「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」を策定する際に、パブリック・コメント制度を活用し、市民からの意見をいただいております。

| | |
|------------------|---|
| 要望 51 | 福祉のまちづくりの推進について、当事者の意見は当然ながら視覚特別支援学校の協力や市民が改善を伝えられるツール（LINE）について検討してはどうか。 (計画案 73 ページ) |
|------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 質問 11 | 視覚障がい者向けの音の出る信号機が西区内には1つも無いと聞きました。計画案 63 ページの「視覚障害者等への外出応援事業の実施」では環境整備について触れていませんが、視覚障がいのある人が外出しやすい環境整備を進める予定はありますか。 (計画案 73 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」及び「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、公共施設や道路のユニバーサルデザイン化の推進を所管各課で進めております。

(2) 防災対策の推進（意見数 3件）

| | |
|------------------|--|
| 要望 52 | (2) 防災対策の推進の取り組みに在宅避難対策・支援を入れる。 障がい児者を連れて避難所に行くことは困難なことが多い。しかし、食料、飲料水などを配布先に出掛けて順番待ちをすることが非常に難しい。また、障がい児者用の「地域情報」を手に入れる方法の確保。自主防災隊への障がい児者対応の研修の実施、食料・飲料水配布ボランティアの確保 (災害ボランティアセンター) (計画案 74 ページ) |
| 要望 53 | 在宅避難者への支援等について、しっかり支援体制を整備してもらいたい。 |

【市の考え方】 今後の参考

在宅避難対策として、引き続き、住宅の耐震化、生活必需品や食料など非常用物資の備蓄など、市ホームページ、防災ホットメール、LINE、ラジオ等から情報を入手できることについて、啓発活動をしてまいります。なお、食料や飲料水などの物資配布については最寄りの避難所にて実施することを想定しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 54 | ③特性に応じた配慮の充実のうち、緊急通報装置の貸与や情報キットについて、スマートウォッチ等情報の自動伝達ツールの貸与を検討していただきたい。(バイタルの異常を登録連絡先へ自動通告できる等) (計画案 75 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

必要とする人に必要な支援が行き届く制度の構築に取り組んでまいります。
いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

5 療育・教育（意見数 3件）

| | |
|------------------|--|
| 要望 55 | 【基本方針】について、主体が明記されておらず、文言が曖昧です。「浜松市が」という主体の明確化をお願いしたいです。 (計画案 76 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

本計画の実施主体は浜松市となりますので、「浜松市が」という記載はしてありません。

| | |
|-------------------|---|
| その他 32 | 強度行動障害の方を作らない療育支援を他機関連携で作っていくべきではないでしょうか。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 要望 56 | 現在は各担当課の事業説明に留まっています。関係機関の連携や体制整備、特に管轄課を超えた地域全体の体制構築についてどのようなビジョンがあるのかをお示しいただきたいです。 |
|------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、専門的な相談支援と関係機関の相互連携を強化するとともに、施設の持つ専門的な技術や機能を活用してまいります。

(1) 早期発見・早期療育の推進（意見数 4件）

| | |
|------------------|--|
| 提案 16 | 【現状と課題】に「近年、発達障害の理解が広がるとともに発達障害に疑いのある子どもたちも増え、こどもの発達障害やリハビリの専門医師、専門の医療機関に診療希望が集中することで初診者の待機期間が長期化する傾向にあります。」との追加が必要だと考えます。 (計画案 77 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案に追加します。

《修正内容》計画案 77 ページ 【現状と課題】（修正後計画案 81 ページ）

（修正前）

掲載なし

（修正後）

近年、発達障害の理解が広がり、発達の遅れや障がいの疑いのあるこどもの、専門の医療機関やリハビリテーションの専門医師への診療希望が増加したことで初診の待機期間が課題となっています。

| | |
|------------------|---|
| 要望 57 | 健診・育児相談等での情報を障害福祉グループと共有し、障害児相談・障害児通所支援へ繋がったらその情報・記録を提供する仕組みを創ってもらいたい。 いち早く適切なサービス支援、親支援が出来ると考えます。 |
|------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

育児相談や乳幼児健康診査で要支援と判定された児童については、必要に応じて障害児相談・障害児通所支援等のサービスを案内するとともに、他機関とも連携をとりながら、支援を行っております。

| | |
|------------------------|---|
| 要望 58 | <p>発達支援広場の設置が掲げられています。発達支援広場は浜松市の早期療育における重要な体制のひとつであると考えます。そこで、以下の通り意見します。</p> <p>発達支援広場を経由した子たちの予後調査をお願いします。具体的な例として、1. 広場卒業後の専門療育の有無、2. 医療機関への受診、3. 保育所等訪問支援事業等のアウトリーチ支援の有無、4. 幼稚園・こども園・保育園での生活状況、5. 小学校での生活状況、中学校の生活状況、高校での生活状況、6. 支援級への入級、7. 不登校の有無などが考えられます。そして調査結果を政策等に反映していただきたいです。</p> <p>発達支援広場で支援が必要であるが様々な理由で支援に繋がらなかったケースの把握と予後調査をお願いします。予後調査の内容を上記調査と同様にしていくことで、支援を受けることができた子と様々な理由で支援につながらなかった子どもを比較検討することも可能になります。また、支援に繋がらなかったケースの調査方法によっては、支援を必要とした場合、支援先につなげることも可能かと考えます。そして、調査結果を政策等に反映していただきたいです。</p> <p>(計画案 78 ページ)</p> |
|------------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

発達の遅れや障がいの疑いのあるこどもの予後調査の必要性を、課題として認識しております。今後も発達支援広場の状況に関係部署と共有するとともに、予後調査の方法等について研究してまいります。

| | |
|------------------------|---|
| 要望 59 | <p>②早期療育体制の充実について、人材育成が大きな課題。施設に専門的な知識を持つ職員がいないこともあるため、研修機能の強化をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターで中核的な支援を担う職員の育成研修（保育所等訪問支援や巡回訪問等） ・障害児支援施設職員の研修（15年ほど前に県で実施していた発達支援研修のようなもの。段階的に学べる形式で必要な知識を多くの方が得られる機会） <p>(計画案 78 ページ)</p> |
|------------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核となるように、支援体制の構築を検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(2) 発達支援教育の推進（意見数 10 件）

| | |
|-----------------|---|
| 要望 60 | 学校での児童の行為行動を課題とするのではなく、障がいの「社会モデル」の考え方のように、学校側の環境の対策をしてください。 併せて、スクールロイヤーによる児童の親への人権擁護を行い、対等な公正な立場で学校環境を創ってください。 (計画案 80 ページ) |
|-----------------|---|

【市の考え方】その他

こどもの行為行動の背景や要因となることについて、保護者や各関係機関などから情報を収集して個別の教育支援計画を作成し、問題行動が起きる前に手立てができるよう予防的支援や合理的配慮に努めております。

スクールロイヤーは、相談者に対して常に中立的な立場で、問題等について相談者が行うべき法律上適切な対応を指導・助言する役割を持っております。

| | |
|------------------|--|
| その他 33 | 発達支援教育の推進について、発達支援教育は「授業改善」と「個別指導」の二本立てであるべきと考えますが、いかがでしょうか。 (計画案 80 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

本市では、「発達支援教育」の理念は、「確かな子供理解により一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、それに対して適切な支援をしていくこと」とし、その上で「授業改善」を掲げております。今後も、個に応じた支援を図るため、「子供理解」と「授業改善」に努めてまいります。

| | |
|-----------------|--|
| 提案 17 | 【現状と課題】のインクルーシブ教育システムの用語解説をつけてほしい。 (計画案 80 ページ) |
|-----------------|--|

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案に用語解説を追加します。

《修正内容》計画案 80 ページ（修正後計画案 84 ページ）

（修正前）

掲載なし

（修正後）

「インクルーシブ教育システム」に脚注を追加

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

| | |
|------------------|--|
| 要望 61 | 子育てサポートはまずくノートの活用について、「活用を勧める」に留まらず、さらなる普及を図るためには、ノートの電子化を含めたより利用しやすい方法の検討が必要だと思えます。6年間という長期間を見据えた新たな取り組みについても記述をお願いしたいです。 (計画案 80 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 62 | 「はまずくノート」が、中高校を卒業し福祉施設利用時に情報が引き継がれる仕組みを目指していただきたい。 (計画案 80 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

はまずくファイル（ノート）は平成 23 年度から配付しており、現在小学 6 年生までのこどもの保護者が所持しております。対象のこどもが、中学・高校を卒業する時期に、福祉施設等にも周知していくことを検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 63 | サポートかけはしシートは児童発達支援事業所から小学校へと引き継がれるが、放課後等デイサービスへの拡充も含めてはどうか。また、教育機関との連携において個別の支援計画の共有を図ることを加えてはどうか。 (計画案 80 ページ) |
|------------------|--|

| | |
|------------------|---|
| 要望 64 | サポートかけはしシートは継続して必要な支援を行うことを目的としていると記載があるが、小学校だけでなく放課後等デイサービスや学童等、就学後関わる機関にも必要ではないか。 (計画案 80 ページ) |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 65 | サポートかけはしシートの活用について、現在の活用状況を明示し、今後の改善策について考察を加えていただきたいです。 (計画案 80 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

サポートかけはしシートの利用状況については、浜松市障がい者自立支援協議会で検証を実施しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| その他 34 | <p>外国籍の親子への対応について、「学習の場の充実」の中に外国籍の子どもの通級教室の設置。 (計画案 81 ページ)</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

国籍に関わらず特別な支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援が提供できるよう、教育環境や学習の場の整備を進めております。また、今後も通訳や支援員等の研修を充実し、外国人児童生徒の保護者が安心して相談できる体制づくりに努めてまいります。

| | |
|------------------|---|
| 質問 12 | <p>発達支援の部屋の設置について、設置は現状維持でしょうか。減少または拡大の可能性についても言及して頂きたいです。 (計画案 81 ページ)</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

発達支援の部屋は、これまで、どの居住地からでも利用しやすいよう、旧 7 行政区を基本に配置バランスを考慮し、計画的に設置を進め、拠点化を図ってまいりました。市立幼稚園の園児数等の現状を踏まえ、今後は、現状の設置数を維持しつつ、発達支援の部屋の取り組みを設置園以外の市立幼稚園に広め、発達支援教育の充実を図ってまいります。

(3) 放課後等の支援の充実 (意見数 6 件)

| | |
|------------------|---|
| 要望 66 | <p>市で作成されている事業所の一覧表は適時更新されている。また、浜松市障がい児放課後支援連絡協議会では、毎年ガイドブックを製作し、わかりにくい福祉制度や事業所の状況を冊子にし、保護者等へ配布しているが限界は感じている。現状は、まだ、保護者・利用者が 1 件ずつ電話をかけ、利用できるか否かの確認をしなくてはならない状況が続いている。</p> <p>身近な場所等で適切な支援が受けられる事業所の情報が自由に閲覧でき、適切な支援につながる情報が重要になっていくと感じる。</p> <p>【取り組みの方向性】に、安心して利用できる事業所の情報提供で事業所の利用可能状況（空き状況等）がわかり、支援を選択できる環境づくりに努める。を加えてください。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

障害福祉サービス等事業所の空き状況の情報提供のあり方については、効果的な施策となるよう取り組んでまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 提案 18 | <p>放課後等の支援の充実において、放課後児童会への障がいのあるこどもの受け入れや集団生活が可能な障がいのあるこどもの受け入れを行いますとあるが、放課後等デイサービスガイドラインにおいて、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、「専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら」と記載があるため福祉事業所との連携を図ることを記載してはどうか。</p> <p>(計画案 83 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

国は放課後児童会の一定水準の質の確保に向け、平成 27 年 3 月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、同指針において放課後児童会への障がいのあるこどもの受け入れにあたっての考え方も定められております。今後も指針を念頭に対応してまいります。

| | |
|------------------|--|
| 要望 67 | <p>放課後等デイサービスの基本的役割(放課後デイサービスガイドライン)に記されているように、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進とされている。提供される支援の形態が多様になることは、多くの児のニーズを満たすためにも必要だと思われる。しかしながら、全国的にも言われていることではあるが、浜松市でも多様性に特化しすぎて、生活能力の向上や社会交流の促進といった役割から離れてしまっている事業所があるのではないか。</p> <p>放課後デイサービスガイドラインに基づく自己評価票はあるが、放課後デイサービスの基本的役割の最低ラインが担保されているのか、市として第三者が評価する機能や評価表などが必要ではないか。</p> <p>(計画案 83 ページ)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

放課後等デイサービス等の事業所には、サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図るよう、実地指導等を行っております。また、静岡県において福祉サービスに係る第三者評価事業を実施しております。

なお、放課後等デイサービスに関する評価表については、国等による研究事業等を踏まえ、検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|--|
| そ の 他 35 | 重点施策に合わせて、「地域の中で」「身近な場所で」の文言を加えて、より地域密着型の表現があると、より良いと感じます。 (計画案 83 ページ) |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| そ の 他 36 | <p>放課後等デイサービスの令和4年度の見込に対する実績が 83.8%であり、他の事業より実績が低い。今ある放課後等デイサービス事業所（資源）が、必要な児童に有効に活用されるよう、例えば、スポット利用など活用方法の多様化も視野に入れて考えていく事も求められていくと感じている。</p> <p>【取り組みの方向性】の中に、国が求めている第3の居場所機能や余暇支援の語句を加えてください。</p> <p>放課後等デイサービスの現場では、不登校児の増加による支援の模索も行っている。障がい福祉サービス等報酬改定検討チームで記載されている、不登校対策への支援の充実を図ることに放課後等デイサービスもあげられ、支援する資源となっていくと思われる。</p> <p>【取り組みの方向性】に、不登校児等も含めた多様な支援の語句を入れてください。 (計画案 83 ページ)</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

国の基準等を踏まえ、不登校児童に対する支援のあり方について検討してまいります。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|--------------|--|
| 要 望 68 | 放課後等の支援の充実において、習い事等地域で生活するために必要な資源の開拓や理解促進の取り組みを追記してほしい。 (計画案 83 ページ) |
|--------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(4) 卒業後の自立に向けた支援（意見数 6件）

| | |
|------------------|---|
| 要望 69 | <p>「1. キャリア教育と進路相談の充実」「6. 中学校から高等学校への文章情報の提供（指導課）」とあるが、上記の提供について、今後も中学と高校が連携をして更なる充実を期待している。</p> <p>上記以外に、令和4年12月文科省が、通常学級にも発達障がい疑いがある生徒が8.8%在籍との調査結果を発表。</p> <p>義務教育中、不適応をおこして不登校になる子どもの中には、発達障がい要因の一つとなっていることも少なくない。その子たちの、義務教育終了後の進路として「私立通信制高校」が最近かなりの勢いで増加している。</p> <p>本来は、勤労青年向けの通信教育制度から生まれた学び場「通信制高校」であるが、近年では発達障がい等、配慮が必要な生徒の受け皿となっている。特に、私立通信制は、狭域性と広域制があり管轄の難しさはあるが、大きな教育環境の転換期となっていると考える。</p> <p>そのため、私立通信制高校について、教育だけの課題とはとらえず、障がい（福祉）の課題でもあるとの認識のうえ、教育と連携をとり、今後の障がい（福祉）計画策定を進めてほしい。</p> <p>（計画案 84 ページ）</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

すべての子どもがニーズに応じた教育を受けることができるよう、引き続き、教育分野とも連携を進めてまいります。

| | |
|------------------|--|
| 質問 13 | <p>キャリア教育の推進（指導課）について、浜松市は教育委員会で義務教育がメインだが、卒業後というのは、中学校のことを言っているのか、明確にしてほしい。キャリア教育は誰を対象としているか。</p> <p>（計画案 84 ページ）</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

キャリア教育の対象は、浜松市立小中学校及び浜松市立高等学校の児童生徒です。

| | |
|------------------|---|
| 要望 70 | <p>卒業後の将来の自立等に向けた支援の充実について、放課後デイから高校や就職に向けた支援を行っているケースがあるが、現状では評価されていない。第39回の報酬改定検討チームでも「自立等に向けた支援」「就労等に向けた支援」が盛り込まれている。浜松市としても将来の自立に向けた支援の充実の指針が示されることを期待している。</p> <p>キャリア教育の推進の取り組みの内容に、必要な力を身につける教育と共に「自立等に向けた支援」「就労に向けた支援」の語句を追加する。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

キャリア教育は、すべての子どもたちが、生涯にわたって自分のよさを最大限発揮し、自分の役割を果たしながら自立して生きていくために必要な能力や態度を育むことを目的としており、「自立等に向けた支援」「就労に向けた支援」も含まれております。

| | |
|-----------------|--|
| 要望 71 | 放課後等デイサービスガイドラインでは「学校との連携」が記されている。現状では、学校によって温度差を感じることもある。卒業後の支援の充実には、個別支援計画の把握と利用計画との連動、各環境での利用者の状況把握は、途切れない支援につながる学校の今一層の密な学校教育との連携をぜひ加えてください。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】 その他

保護者をはじめ、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関と市が連携し、子どもの発達にかかわる情報を共有するとともに、各ライフステージにおいて子どもの情報を引き継ぎ、家庭と関係機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行うことにより、子どもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

| | |
|-----------------|---|
| 提案 19 | 企業における就労実習の実施について、連携協定を結んでいる企業のうち、障がい者支援に取り組むことが示されている企業は一社です。連携協定を締結する企業の数や企業に障がい福祉に関することに取り組むことを働きかけることも盛り込んでください。また、連携協定を結んでいる企業だけでなく企業の開拓も行ってください。法定雇用率も上昇する中で、企業にとってもメリットがあるのではないのでしょうか。 (計画案 84 ページ) |
|-----------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

企業における障害者雇用の理解を深め、障害者雇用を促進するため、障害者雇用支援セミナーを開催しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------------|--|
| 提 案 20 | <p>中学校から高等学校への文書情報の提供について、県立高校と中学校間とありますが、県立高校に限定せず、「進路先の実態に合わせた～」というような文言を入れてください。発達支援級に在籍する生徒の進路先について、私立通信制高校に進学する割合の方が、県立高等学校に進学する割合よりも多いという認識があります。実情に合っていないのではないのでしょうか。重層的支援体制整備や子ども若者支援など、制度や仕組みに対し横断的に取り組むことが肝となります。したがって、県立高校に限定して明記するのでは意味がありません。</p> <p>(計画案 85 ページ)</p> |
|-----------------------|--|

【市の考え方】 案の修正

通信制課程を含む私立高等学校に進学する生徒の割合が少ないため、以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》 計画案 85 ページ ①キャリア教育と進路相談の充実（修正後計画案 89 ページ）

(修正前)

6. 中学校から高等学校への文書情報の提供

県立高等学校と中学校間で支援に関する情報の共有と連携を進めるため、生徒の特性に合わせ中学校が学習面又は生活面において個別に考慮した事項にかかる記録等について、高等学校が共有を希望する場合には、本人及び保護者の同意を得たうえで提供します。

(修正後)

6. 中学校から高等学校への文書情報の提供

高等学校と中学校間で支援に関する情報の共有と連携を進めるため、高等学校が希望する場合には、中学校は、進路先の実態に応じ、学習面又は生活面において個別に考慮した事項にかかる記録等について、本人及び保護者の同意を得たうえで提供します。

6 雇用・就労（意見数 2件）

| | |
|-----------------------------|--|
| そ の 他 37 | <p>浜松市として、発達障害のある人に対し短時間雇用の推進への取り組みが出来ないでしょうか。高校生や大学生であればアルバイトをする機会があるように、発達障害はあるが一般就労する力もあるような 10～20 代に対し、配慮のあるアルバイト先が確保されることは、将来の職業選択においても大切な機会になると思います。現状では、一般のアルバイトに適応するか、就労移行支援を受けるかの 2 つしかありません。</p> |
|-----------------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

障がいの特性やニーズに応じた適切な就労支援を実施するとともに、障がいのある人の就労に対する理解促進を図り、働くことができる職域や職場を広げていけるよう働きかけを行っております。

| | |
|-----------------|--|
| 要望 72 | 就労意欲や能力はあっても通勤の便が悪く就労につながらないケースが多く見受けられる。通勤についての支援を検討いただきたい。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(1) 就労支援と雇用促進（意見数 3件）

| | |
|-----------------|---|
| 質問 14 | 「企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障がい者雇用の促進を図る」との事ですが、具体的に何を指していますか。 (計画案 87 ページ) |
|-----------------|---|

【市の考え方】その他

企業伴走型障害者雇用推進事業とは、障がいのある人の雇用を検討または実施している企業が、企業で働いている障がいのある人の対応の仕方などを専門家から助言を受けながら進めていく事業となります。

| | |
|-----------------|--|
| 要望 73 | 障がいのある人の市職員・市教員への採用について、採用までしか書かれていませんので、定着への取り組みについて明記してください。これまでに2名の就職者を支援しましたが、実際の就労先部署に、配慮事項や障害の状態などが具体的に説明されていないままの配属だったり、本人や周囲の職員への現場でのフォローが一度もありませんでした。 (計画案 88 ページ) |
|-----------------|--|

【市の考え方】その他

「浜松市障がい者活躍推進計画」に基づき、年に1回以上の面談により、障がいのある人と業務の適切なマッチングができているかの点検を行うなど、不本意な離職者を極力生じさせないよう取り組んでおります。市教員については、障がいの程度に応じた職員配置を行うとともに学校内の体制を整えることで働きやすい環境づくりに努めております。

| | |
|-----------------|--|
| 質問 15 | 計画案 84 ページの「3 企業における就労実習の実施」はここに再掲されないのはなぜでしょうか。再掲されてよいと感じます |
|-----------------|--|

【市の考え方】案の修正

以下のとおり、計画案を修正します。

《修正内容》計画案 88 ページ ①就労支援の充実 (修正後計画案 92 ページ)

(修正前)

掲載なし

(修正後)

8. 企業における就労実習の実施(障害保健福祉課)【再掲】

連携協定を締結している企業において、企業で働くための就労意欲の向上を図ることを目的に就労実習を実施します。

(2) 就労支援施設等に対する支援(意見数 2件)

| | |
|------------------|---|
| 要望 74 | <p>適切な工賃確保のために、障害者優先調達を浜松市が率先して進めているとあるが【取り組みの方向性】の中に製造や企業の下請け作業を通じて就労の場を提供との記載もある。</p> <p>① 就労支援施設等に対する支援の項目では、浜松市が率先して発注や販売場所の設置、物品などの調達名鑑の作成など支援をしていることが分かった。</p> <p>ただ、就労支援施設が毎年増加する中で、市が発注する物品や役務、市庁舎内の販売所設置など、浜松市の関連機関だけで工賃向上の取組み・支援をすることには限界がきていると感じた。計画にも、『企業の下請け作業を通じて就労の場を提供』と記載があるため、浜松市が積極的に地域企業と就労支援施設のマッチング等をおこなう窓口を設置し、適切な工賃確保のために地域の企業にも理解を求めながら、今後、支援計画を策定してもらいたい。</p> <p>(計画案 89 ページ)</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

優先調達名鑑を市ホームページへ掲載し、就労支援施設への発注等の相談があった場合には、優先調達名鑑を紹介しております。

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 要望 75 | <p>(2) 就労支援施設等に対する支援①就労支援施設等に対する支援の「官公需の発注促進」について、浜松市は他市町と比べて優先調達実績があり、利用者の仕事の確保、工賃向上に寄与していると思う。今後も更なる向上をして頂くよう調達方針に盛り込んで頂ければと思う。</p> <p>(計画案 89 ページ)</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

障害者優先調達のため、関係各課との連携により、前年度案件の継続発注と新規案件の拡大に努めることを、調達基本方針としております。

また、障害者優先調達推進委員会を設置し、実績の評価と課題の分析を行い、検証結果を翌年度の調達方針に反映しております。

7 情報・コミュニケーション

(1) 情報提供の充実（意見数 3件）

| | |
|-----------------|--|
| 要望 76 | コミュニケーション保障の推進において、障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用、障がい福祉に関する冊子や資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行いますとあるが、浜松市障がい児放課後支援連絡協議会でも作成しているガイドブックへの掲載も検討してほしい。視覚障害だけではなく聴覚障害を有する方のための点字の提供等もご検討頂きたい。 (計画案 91 ページ) |
|-----------------|--|

【市の考え方】その他

浜松市障がい児放課後支援連絡協議会にご意見があったことを伝えます。
いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------|--|
| 要望 77 | 選挙時の情報提供について、知的障がい者にも投票しやすいよう、分かりやすい選挙公報や投票所内にポスターと同様の候補者の写真などの掲示をしてほしい。 (計画案 91 ページ) |
|-----------------|--|

【市の考え方】その他

選挙公報は、候補者等が掲載内容を決めているもののため、市として掲載内容を指定することはできません。

また、投票所内での氏名等の掲示については公職選挙法で定められており、ご要望の写真は掲示することはできませんので、投票所外で事前に確認いただくなどにより、ご対応をお願いいたします。

| | |
|------------------|--|
| その他 38 | 障害福祉のしおりを区役所で配布してもいいのではないのでしょうか。 (計画案 92 ページ) |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

障害福祉のしおりの冊子は、必要に応じ福祉事業所社会福祉課で配布しております。

(2) コミュニケーション保障の推進 (意見数 1件)

| | |
|-----------------------|---|
| 提 案 21 | <p>障害のある人の情報のUD化や福祉サービスの情報提供の充実については、障害当事者団体や支援団体との現場での意見交換等を含めた協働が進んでいますし、窓口においても、ICT機器やアプリの活用により、コミュニケーション支援が行われる環境づくりが行われている現状についてありがたく思っております。</p> <p>91 ページの現状と課題に述べられているように、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた施策が必要で、特に推進法 11 条 (障害者による情報取得等に資する機器等) には、「①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ②利用方法習得のための取組 (居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援 ③関係者による「協議の場」の設置など」となっています。</p> <p>このように、ICT機器やアプリを障害のある人本人が難なく使えることにより、庁内窓口におけるコミュニケーションだけでなく、障害のある人自身の暮らしそのものや就労、企業の雇用を促進させる大切なツールとして活用できるようになります。</p> <p>ところが、残念ながら浜松市にはこのことに関わる施策はありません。</p> <p>そこで、まずは、93 ページ (2) コミュニケーション保障の推進の取り組み 1. コミュニケーション支援事業の実施において、「聴覚及び言語機能、音声機能等の障害のため意思の伝達に支援な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。」を「聴覚及び言語機能、音声機能等の障害のため意思の伝達に支援な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、ICT機器やアプリによるコミュニケーション支援を強化するため、障害のある人のためのICT支援講座を開催します。」とすることを要望いたします。</p> <p>このことにより、情報のユニバーサルデザインをさらに進めることが可能になります。</p> <p>(計画案 93 ページ)</p> |
|-----------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

8 社会参加 (意見数 2件)

| | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 要 望 78 | 社会参加について、通勤や通学への支援についての考えを記載いただきたい。 |
|-----------------------|-------------------------------------|

| | |
|------------------|---|
| 要望 79 | <p>地域活動やスポーツなど余暇活動への参加を望む声はよく聞かれるため、充実に向けた取り組みに期待します。ただ、中山間地域の方は移動手段に限りがあり（路線バスの廃線、最寄りバス停まで距離がある、タクシーだと金額がかかりすぎる、家族に送迎を頼らざるを得ないなど）、機会が提供されても、参加が難しい現状にあります。余暇活動に限らず、通所や就労するための移動も同様に課題となる方がいます。何らかの手立てがあると社会参加が促進されて、本人の生活がより豊かになっていくように思います。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

(1) 外出支援（意見数 0件）

(2) 地域活動への参加の促進（意見数 0件）

(3) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実（意見数 2件）

| | |
|------------------|--|
| 要望 80 | <p>③余暇活動の充実についてです。「外出支援を行います。」と書かれており、取り組む姿勢は伝わってきますが、実際には支援者が不足し、余暇活動ができていません。親と一緒に余暇を楽しんできた方も、親が高齢になったり、亡くなってしまったら、外出することもなく楽しみのない暗い人生になってしまいます。健常者のように当たり前に、人として楽しみのある人生を送らせてあげたいです。実現性のある言葉を盛り込んだ表現にしたいと思っています。</p> <p>（計画案 101 ページ）</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

移動支援事業の利用状況を踏まえるとともにニーズの把握に努め、必要なサービスが提供されるよう体制の整備に努めてまいります。

| | |
|------------------|---|
| 質問 16 | <p>余暇活動の充実、リフト付き福祉バスの貸出について、前年度の実績、今年度、来年度以降の目標の策定はできないか。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

毎年、過年度の実績の確認と実績に対する評価・今後の課題等検証を行っております。リフト付き福祉バスの貸出について、目標値の設定はしてはおりませんが、利用促進に努めてまいります。